

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第29号

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成19年大和市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第29条第2項に次の1号を加える。

- (3) 収用可能台数は、当該住宅の戸数（ただし、当該住宅の戸数が400戸を超える場合には、当該住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じて得た数の合計に400を加えた数）に100分の1を乗じて得た数以上とすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第29条第2項第3号の規定は、施行日以後に大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）第18条の規定による届出を行う開発事業について適用し、施行日前に同条の規定による届出を行った開発事業については、なお従前の例による。